

第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------|----|----|-----------------------|-----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 …… | 86 | 14 | 教育の質の向上 …… | 95 |
| 11 | 子どもの教育・保育の充実 … | 87 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 …… | 100 |
| 12 | 子どもと子育て家庭の支援の充実 …… | 91 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …… | 104 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 …… | 93 | | | |



本会議場で子ども議会の開会を宣言

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を平成28年2月に策定した。策定から5年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、3年3月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき17の重点施策を定めた。

目標と取組はつぎのとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

〔取組の視点〕

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

〔取組の視点〕

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 子どもの教育・保育の充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画の改定

教育委員会では、今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は平成24年度から3年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30年3月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

その後、3年3月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて4年3月に計画体系の見直しを行った。第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、改定アクションプランと整合を図り、8年度までの目標を示した。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、元年度に、2年度から6年度までを計画期間とする「第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置付けられており、この計画に沿って、さまざまな事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進している。

なお、計画期間は2年度から6年度までの5か年としているが、区の出生数は近年減少傾向にあり、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることを踏まえ、4年度に中間見直しを行った。また、5年度は、7年度から11年度までの次期計画策定に向けて、就学前児童の保護者等を対象にニーズ調査を実施した。

〔区の児童数〕

(単位：人) 各年4月1日現在

